

議案第128号

所沢市市長の給料の特例に関する条例制定について

所沢市市長の給料の特例に関する条例を別記のとおり制定する。

令和5年12月 1日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

市長の給料月額について減額措置を行うため、本案を提案するものである。

所沢市市長の給料の特例に関する条例

市長に支給する給料の月額は、所沢市常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和43年条例第16号）第2条第1号の規定にかかわらず、720,300円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、この条例の施行の日に市長の職にある者の任期の末日限り、その効力を失う。